

住民監査請求について

Q1 住民監査請求とは何ですか？

- 市民の方が、監査委員に対し市の財務に関する行為について監査を求め、必要な措置を講じるよう求めることができる制度で、地方自治法第242条に規定されています。
- 監査委員の監査に代えて、外部監査人による監査を求めることもできます。

Q2 住民監査請求の対象となるのは、市のどのような事柄についてですか？

- 監査請求をすることができるのは、市に損害が生じ、又は生じるおそれのある市の財務会計上の行為(下記の1～6の行為)に限られます。

- 1 公金の支出
- 2 財産(土地、建物、物品など)の取得、管理、処分
- 3 契約(売買、貸借、工事請負、購買など)の締結、履行
- 4 債務その他の義務の負担(借り入れなど)
- 5 公金の賦課・徴収を怠る事実(課税、徴収を怠る場合など)
- 6 財産の管理を怠る事実(土地の不法占拠の是正を怠る場合など)

- 上記の1～4については、それぞれの行為が行われることが相当の確実さで推測される場合も対象となります。
- これらの行為(1から4まで対象)の日から1年以上経過している場合は、正当な理由がない限り対象とはなりません。

Q3 上記の「正当な理由」とは、どのようなものですか？

- 次のような要件を満たしたものです。
 - 1 請求の対象となる行為が**秘密裡**に行われたものであること。
 - (1) その行為を相当の注意力をもって調査しても、**客観的にみて知ることができなかつた**といえること。
 - (2) その行為を知ってから**相当の期間内に監査請求**していること。
 - 2 相当な期間内がどのくらいの期間なのかは、それぞれの事案により異なります。
 - 3 1年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、**正当な理由があることを書いていただかねばなりません。**

Q4 住民監査請求はどのような方法で請求するのですか？

- 所定の書面(請求書)を作成して請求します。
- 請求の際には、違法または不当とする行為の**すべての事実を証明する書面を添付**することが必要です。
- 事実証明書の例は、公文書開示請求により開示を受けた文書の写し、新聞記事の写しなどです。

Q5 住民監査請求は誰でも請求できるのですか？

- 郡山市内に住所を有する方であれば、1人でも請求できます。
- 市内に所在する法人も請求することができます。

Q6 請求書は、どのように作成したらいいのですか？

- 請求書の様式及び記入例は次のとおりです。

<p style="text-align: center;">郡山市職員措置請求書</p> <p>1 請求の要旨(具体的に記載してください。)</p> <p>(1) 誰が(請求の対象職員)、いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか</p> <p>(2) その行為は、どのような理由で違法・不当なのか</p> <p>(3) その結果、市にどのような損害が生じているのか</p> <p>(4) どのような措置を求めるのか</p> <p>2 請求者</p> <p>住所</p> <p>氏名(自署)</p> <p>地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>郡山市監査委員(あて)</p>

(注)請求書は、横書き、縦書きを問いません。

- 外部監査人による監査を求める場合は、次のとおりです。

郡山市職員措置請求書

1 請求の要旨(具体的に記載してください。)

- (1) 誰が(請求の対象職員)、いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか
- (2) その行為は、どのような理由で違法・不当なのか
- (3) その結果どのような損害が市に生じているのか
- (4) どのような措置を請求するのか

2 個別外部監査を求める理由

監査委員の監査に代えて、個別外部監査による監査を、特に必要とする理由を記載してください。

3 請求者

住所

氏名 (自署)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約による監査を求めます。

令和 年 月 日

郡山市監査委員(あて)

(注)請求書は、横書き、縦書きを問いません。

Q7 請求書はどこに提出すればいいのですか？

- 請求書は、事務室(郡山市役所西庁舎5階)まで、直接持参されるか、又は郵送(宛て先:郡山市監査委員事務局)してください。

Q8 請求の結果に不服がある場合には、どうすればいいのですか？

- 住民訴訟を提起して争うことができます(地方自治法第242条の2)。
- 住民訴訟を提起できる場合とその期間は次のとおりです。
 - 1 監査結果に不服がある場合
 - 監査の結果の通知を受け取ってから30日以内
 - 2 勧告に対する執行機関等の措置に不服がある場合
 - 措置結果の通知を受け取ってから30日以内
 - 3 勧告に対する措置が行われないことを不服とする場合
 - 措置期限の日から30日以内
 - 4 請求の日から60日以内に監査結果の通知がない場合
 - 60日を経過した日から30日以内
 - 5 監査を実施しなかった(請求が却下された)ことに不服がある場合
 - 却下の通知を受け取ってから30日以内